

# ふるさと・せき応援寄附金謝礼品提供事業者募集要領

## 1 目的

ふるさと納税制度による地元産業の活性化と本市のプロモーションを図るために、本市へふるさと納税として寄附をされた市外在住の方に、地元特産品等を謝礼品として贈呈しています。

つきましては、関市ふるさと納税謝礼品として商品やサービスを提供していただける事業者及び地元特産品等を募集します。

## 2 謝礼品提供事業者応募要件

次の要件を満たす事業者であること。ただし、本市に関係する事業者で、市長が認めた場合はこの限りではない。

- ① 市内に本社又は事業所を有する法人又は個人事業主
- ② 納期到来分の市税等に滞納がないこと。
- ③ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

## 3 謝礼品登録要件

次の要件を満たす商品であること。ただし、本市に関係する商品及びサービスで、市長が認めた場合はこの限りではない。

- ① 関市の魅力を発信し、地域内経済の振興につながる要素をもつ商品であること。
- ② 市内で生産、製造、加工、販売されているもの、市内の原材料を使用しているもの、関市に関係するもののいずれかに該当していること。
- ③ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは取扱うこととする。
- ④ 関市からの受注後速やかに郵送、宅配便などで発送できること。
- ⑤ 謝礼品に関する問い合わせに対し、誠実に対応できること。

## 4 謝礼品登録について

### ① 応募要件

「2 謝礼品提供事業者応募要件」を満たした事業者の商品のうち、「3 謝礼品登録要件」を満たした商品について公募する。

### ② 申込方法

「ふるさと・せき応援寄附金謝礼品登録申込書兼単価契約書」に以下必要提出物を添付し関市に提出する。

**【必要提出物（未提出の場合、謝礼品登録は不可）】**

「商品の画像データ3点以上（JPEG・GIF形式）」/「商品の内容がわかるパンフレットまたは内容がわかる資料」/「商品の表示シールまたはその写し」/「商品の見積書（代表者印押印）」

※提出後の申込書内容変更は不可。

③ 申込受付期間

年1回の募集期間を設けて謝礼品を公募し、関市の審査に基づき、ふるさと・せき応援寄附金謝礼品として登録する。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りではない。

④ 謝礼品登録期間

関市からの謝礼品登録決定通知日から当該年度終了日まで

5 謝礼品の登録決定について

提出された申込書に基づきふるさと・せき応援寄附金謝礼品として適当と認められるか、関市担当部内で審査を実施して決定する。謝礼品として適当と認められた場合には、関市はその旨を申込事業者へ通知し、市及び謝礼品提供事業者は「ふるさと・せき応援寄附金『謝礼品』に関する覚書」を締結するものとする。

6 個人情報保護について

謝礼品提供事業者は、関市から得た個人情報を厳重に取り扱うとともに、謝礼品送付以外の目的に使用したり、第三者に漏らしてはならない。

7 届出義務について

次のいずれかに該当するときは、速やかに関市まで届け出をし、原則提供事業者が寄附者への対応を行うものとする。また、関市は当該対応の費用を負担しない。

- ① 商品の発送に遅延が生じたとき。
- ② 商品が販売中止または販売終了となる恐れが生じたとき。
- ③ 商品の品質及び発送過程等で事故などの問題が生じたとき。
- ④ その他申込書の記載事項に変更が生じたとき。

8 登録の取り消しについて

謝礼品について、次のいずれかに該当した場合には承認を取り消すこととする。

- ① 謝礼品申込について、虚偽の申込みにより登録を受けたとき。
- ② 登録謝礼品の生産または販売を中止したとき。

- ③ 謝礼品提供について、「3 謝礼品登録要件」を満たすことができなかったとき。
- ④ 登録謝礼品であっても、極端に選ばれる数量が少ないなどにより、関市のプロモーション効果が低いと判断されたとき。
- ⑤ その他市長がふるさと・せき応援寄附金謝礼品にふさわしくないと認めたとき。

## 9 その他留意事項

### ① 発送について

謝礼品の発送は原則事業者が行うこととし、発送日の調整など寄附者と連絡をとる必要が生じる場合の対応も事業者が行うこと。

### ② 請求と支払いについて

謝礼品提供事業者は、所定の項目を満たした請求書に送付履歴の確認できる書類を添付し請求し、関市は請求書を受理した日から 30 日以内に謝礼品代金を支払う。

### ③ 謝礼品として決定した商品のカタログ・ウェブ媒体の掲載品、掲載順は、市が決定する。

### ④ この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

問い合わせ先

〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

関市役所企画部市民協働課

TEL : 0575-23-6831 FAX : 0575-23-7744

Mail : shiminkyodo@city.seki.lg.jp